(予告解除)

第 10条 甲乙の各当事者は少なくとも か月前に予告をもって、この契約を解除する ことができるものとする。ただし乙は予告に代え ヶ月分の賃借料相当額を 甲に支払って即時に解約することができるものとする。

(契約解除)

- 第 11 条 乙が本契約3条に定める賃料の支払いを 回でも怠った時、第6条の定めに 違反した時は、甲は直ちにこの本契約を解除できるものとする。
 - 2 乙が、前項の解除の通告を受けた時は、直ちに駐車場を甲に対し明け渡さなければならない。尚、明渡しが遅滞した場合には1日につき金 円の違約金を支払うものとする。また乙が明渡しの際に乙の所有物を残置した場合には、甲に於いて自由に処分できるものとする。

(明け渡し)

第12条 本契約が期間の満了により終了し、又は前条により解除されたときは、乙は直ちに本件駐車場を甲に返還するものとする。

(協 職)

第13条 甲及び乙は、本契約に定めのない事項が生じたときや、本契約各条項の解釈 につき疑義が生じたときは、信義誠実の原則に従い協議し、円満に解決を図るも のとする。

以上のとおり契約が成立したことを証するため、本書2通を作成し、甲乙各自署名押印のう え、甲乙各自その1通を保有する。

2020年05月11日

賃貸人 (甲)

住所 大阪市鶴見区横堤5-2-6

氏名 田中 義男



賃借人(乙)

住所 大阪市鶴見区焼野2丁目南6-7

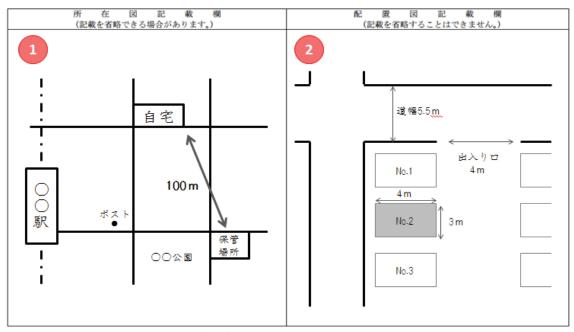
氏名 株式会社 ABC 印 押印は次葉手書きサインとして

「203」号焼野2丁目駐車場契約



103 駐車場 車庫証明書図

保管場所の所在図・配置図



- 注 1 保管場所証明申請の場合で同申請書(自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則別記様式第1号)の備考1に該当するとき、又は保管 場所届出の場合で同届出書(自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則別記様式第2号)の備考4に該当するときは、「所在図」の記載

 - を省略することができます。

 2 所在図には、使用の本拠の位置(自宅、事業所等)と保管場所の位置との間を直線で結び、その距離を記入してください。

 3 配置図には、保管場所に接する道路の幅員、保管場所の幅と奥行き(保管場所が立体駐車場等にあっては、幅と奥行きと高さ)をメートルにより記入してください。

 4 配置図には、複数の自動車を保管する駐車場の場合は、保管場所の位置を明示するほか、保管場所番号を記入してください。